

## 中日ドラゴンズファーム本拠地誘致支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本市では、プロ野球球団である中日ドラゴンズ（以下「球団」という。）のファーム本拠地移転に係る公募・選定プロセスへの対応を見据え、誘致提案の競争力向上及び本市の意思決定に資する論点整理（候補地適地性、必要手続、費用・リスク等）を行うため、民間事業者の専門的知見を活用した支援業務を実施します。

本業務は、価格のみで優劣を決することが適当でなく、事業者の実績、専門性、企画力、創造性、実施体制等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、対象契約の内容に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な手続きを定めます。

### 2 業務の概要

#### (1) 案件名

中日ドラゴンズファーム本拠地誘致支援業務委託

#### (2) 業務内容

別添「中日ドラゴンズファーム本拠地誘致支援業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9(2027)年3月26日(金)まで

#### (4) 契約上限金額

金12,980,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約上限金額等に関する事項を、「12 その他 (3)」に記載しておりますので、あらかじめ御確認ください。

### 3 受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定します。

なお、契約候補者の選定は、中日ドラゴンズファーム本拠地誘致支援業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行います。

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者としします。なお、共同企業体等による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書の提出日に、令和8(2026)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「調査委託」

小分類「市場調査」

の業種において登載されている者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成 25 年 2 月 21 日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。（ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限る。）
- (5) 令和 3（2021）年度以降に、官公庁が発注したスポーツ施設誘致又は整備に係るコンサルティング業務を完了（出来形検査の合格を含む）した実績を 1 件以上有すること。
- (6) 本業務の契約締結から履行期間終了までの間、他の自治体等が実施する中日ドラゴンズファーム本拠地誘致に関する支援業務を受託していない者であること。

## 5 質疑及び回答

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第 5 号）に質問事項を記載の上、令和 8（2026）年 5 月 15 日（金）午後 5 時までに、電子メールにより企画政策課へ提出すること。  
提出先：kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp  
件名：「本拠地誘致支援業務委託 質疑提出（社名）」  
送信後は到着の有無を電話で確認すること（0561-32-8005）。
- (2) 回答は「質疑回答書」（様式第 6 号）により、参加事業者全員に対し、令和 8（2026）年 5 月 19 日（火）までに電子メールで回答します。  
なお、本市ホームページ上においても随時掲載します。

## 6 参加申込の方法

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式第 1 号）
  - イ 会社概要調書（様式第 2 号）
  - ウ 業務実績調書（様式第 3 号）
  - エ 会社概要（会社パンフレット等任意）
- (2) 提出方法  
みよし市役所企画部企画政策課へ電子メール（PDF）で提出
- (3) 提出先  
kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- (4) 件名  
「本拠地誘致支援業務委託 参加申込:社名」
- (5) 提出期限  
令和 8（2026）年 5 月 21 日（木）正午まで（期限厳守）

## 7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の書類を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出期限

	書類名	提出部数	備 考	提出期限
ア	業務実施体制調書 等提出届 (様式第7号)	正本1部	会社名、代表者氏名等の必要事項を漏れなく記入をしてください。	令和8(2026) 年5月21日 (木) 正午まで
イ	業務実施体制調書 (様式第8号)	正本1部	業務の実施体制について記入してください。	
ウ	配置予定者調書 (様式第9号)	正本1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。	
エ	工程計画書 (様式第10号)	正本1部	仕様書等を参考に履行期間におけるスケジュールを作成してください。	
オ	社会的価値の実現 に資する取組に関する 申告書 (様式第11号)	正本1部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。	
カ	企画提案書 (任意様式)	正本1部 副本1部	<p>2026年度前半を目途に球団から公表される予定の応募条件及び仕様書に基づき、以下の項目について作成してください。 (10ページから15ページ程度)</p> <p>1 誘致戦略/提案ストーリーの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優位性分析 他自治体に対する本市の強みの分析。</li> <li>・コンセプト設計 「みよし市ならではの」のコンセプトの提示。</li> <li>・球団要求への適合性 必須要件に対する本市候補地の適合性と強みの紐付け。</li> </ul> <p>2 まちづくりとの連動性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波及効果のロジック ファーム本拠地誘致を核とした、定住・交流人口の増加や周辺経済活性化への道筋(ロジック)の整理。</li> <li>・一体的開発の構想 施設整備にとどまらない、周辺地域を含めた将来的なまちづくり構想の具体案。</li> </ul> <p>3 市民機運醸成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発コンテンツの具体策 市民の愛着向上や誘致に向けた一体感を醸成</li> </ul>	令和8(2026) 年6月12日 (金) 正午まで (※提出期限等に関する事項を「12 その他(4)」に記載しておりますので、あらかじめ御確認ください。)

			<p>するための、具体的かつ即効性のあるコンテンツ企画。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信戦略</li> </ul> <p>市民、企業、団体等の各ステークホルダーに対し、どのように誘致の意義を伝え、機運を高めていくかの手法とスケジュール。</p>
キ	見積提示金額調書 (様式第12号)	正本1部	<p>見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。</p> <p>なお、内訳については、「中日ドラゴンズファーム本拠地誘致支援業務委託仕様書 7 想定される業務内容」に記載の1から11の項目ごとに作成してください。</p>

**【書類作成時の注意事項】**

- ・書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ・ファイル形式はPDF形式としてください。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、アからキまでの順に並べてページ番号を付し、1つのPDFファイルとして提出してください。
- ・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別のPDFファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる事業者選定にのみ使用しますが、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号）第5条の規定に基づく行政文書の開示請求がされた場合は、同条例第7条各号に掲げる情報（個人に関する情報、公にすることで法人の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除き、原則としてこれを開示することとなるため、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由について書面で意見書を提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認め難い場合は、意見書の内容にかかわらず開示することがあります。

(2) 提出方法

みよし市役所企画部企画政策課へ電子メール（PDF）で提出

(3) 提出先

kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(4) 件名

電子メールの件名は「誘致支援業務委託 書類提出：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で企画政策課（電話番号 0561-32-8005 担当：水谷）に確認してください。

8 審査の手続

(1) 第1次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施します。
- イ 第1次審査の結果、点数が上位の5者に対し、第2次審査を行うものとします。

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8（2026）年5月22日（金）までに、業務実施体制調書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催日時

令和8（2026）年6月15日（月）午後1時30分から（予定）

イ 開催場所

みよし市役所庁舎6階601、602会議室（予定）

ウ 審査方法

1 事業者につき5分以内で準備、15分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき3名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間についてはプレゼンテーションの制限時間内で行ってください。

なお、画面表示用の大型ディスプレイ（HDMI又はType-C接続可）を会議室に準備しますので、必要であれば使用してください。その他使用する機器類や通信回線等が必要な場合は、参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、実施体制調書に記載した管理責任者及び担当者が行うものとし、会場に入場できるのは3名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。

なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

別に定める評価基準に従い審査します。

9 契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定します。

(2) 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点（6割）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 スケジュール（予定）

内容	期日・期間等
公募の開始	4月27日（月）

参加申込	4月27日(月)～5月21日(木) 正午
質問の受付	4月27日(月)～5月15日(金) 午後5時
業務実施体制調書等の提出	4月27日(月)～5月21日(木) 正午
プロポーザル事業者選定委員会(第1次審査)	5月22日(金)
第1次審査結果通知	5月22日(金)
企画提案書及び見積提示金額調書の提出	5月22日(金)～6月12日(金) 正午
プロポーザル事業者選定委員会(第2次審査) ※プレゼンテーション・ヒアリング	6月15日(月) 午後1時30分から(予定)
競争入札審査委員会(結果報告)	6月中旬
第2次審査結果通知	
契約締結	

## 12 その他

- (1) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション参加等、本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (2) 本市は、必要に応じて提案内容の確認を行うため、提案者に対し追加資料の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。
- (3) 本プロポーザルは、契約締結に向けた公募から契約候補者の選定までの準備行為です。したがって、本業務に係る予算が議会において可決され成立しなかった場合は、本プロポーザルを無効とし、契約を締結しません。予算が減額されて可決、成立した場合は、その減額後の予算額をもって契約上限金額とするものとします。  
 なお、これに伴い提案者に生じた費用について、本市は負担しません。提案者は、当該事由により本市が契約を締結しない場合であっても、本市に対し損害賠償その他一切の請求を行わないものとします。
- (4) 球団による応募条件の公表状況等により、本プロポーザルのスケジュール(企画提案書等の提出期限、審査日程等)を変更又は延期する場合があります。その際は、市ホームページへの掲載及び電子メール等により速やかに周知するものとし、参加事業者はこれに従うものとします。